

## ネット上の複数者による創作に係る課題に関する検討経過報告

平成 22 年 1 月 20 日  
契約・利用ワーキングチーム

### 1. 問題の所在

法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム（以下「本WT」という。）は、ネット上の複数者による創作に係る課題（以下「本課題」という。）を検討するものとして、平成 21 年 5 月 12 日の法制問題小委員会において設置された。本課題に関しては、以下のとおり、これまで、政府の知的財産戦略本部の設置にかかる「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」により議論がなされ、また、「知的財産推進計画 2009」においても、施策一覧として関連する部分がある。

（参考 1）デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について<検討経過報告>（平成 20 年 5 月 29 日）」での該当箇所

#### 3. 改革が必要な課題について

現行著作権法は、1970 年の制定以来、時代の変化に合わせて逐次改正を行ってきたものの、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展により、著作権法制定時には予想できなかった新しい状況が生まれている。今後我が国がデジタル・ネット環境のメリットを活かし、国際競争力を強化するためには、以下に掲げる課題について著作権制度の見直しも含めた検討を行い、早急に解決の方向性を示す必要がある。

#### (4) 投稿サイトやブログなど他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなど新しい創作形態への対応が明確ではない。

一般人のコンテンツの創作・公表が新たなビジネスモデルを生みつつある。ネット上における一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの創造と流通を一層促進する必要がある。

##### 〈具体的課題〉

- ① 投稿サイト等への投稿に当たって他人の著作物を利用する際のルール整備
- ② 写り込みなどの付随的な利用に関する法的問題の解決。
- ③ 自由利用を容認する権利者の意思表示システムの改善。
- ④ 多数の者の関与によって作成されたコンテンツの権利管理ルールの明確化。

（参考 2）「知的財産推進計画 2009（2009 年 6 月 24 日）施策一覧【第 3 章】項目番号 277」

#### 3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する

##### (7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する

##### ⑥ インターネット上でのユーザーの自由な創作・発表を促進する

ユーザーの自由な創作・発表を促進するための自主的な取組を支援するとともに、複数の者が創作に寄与するコンテンツの権利の取扱い等について検討を行い 2009 年度中に一定の結論を得る。

本 WT では、上記を受けて本課題の検討を開始したが、そもそも一口に「ネット上の複数者による創作」と言っても、共同著作物、結合作物等、概念上様々な形態のものに分類することができ、それぞれ著作権法上の位置付け等が異なってくると考えられるため、まずはネット上の複数者による創作の類型について法的な整理を行う必要があり、また、関連して、ネット上で創作される著作物については、創作のされ方等に関して従来の著作物とは異なる様々な特性が考えられ、その点についても分析を行う必要があると思われるところ、従来これらの問題については、必ずしも十分な議論が行われてきたとは言い難い状況にある。

そこで、本 WT においては、かかる問題意識の下、本課題の検討に先立ち、まずは上記の各問題に関する検討を実施することとした。

## 2. 開催状況、検討経過

### ○ 第1回 平成21年8月5日（水）

- (i) 事務局から、事前に事務局が実施した関連事業者等へのヒアリングの結果報告、
  - (ii) 川上チーム員から「UGC時代のコンテンツ制作の現状と課題」に関する発表、
- がそれぞれ行われ、それらに基づく意見交換・質疑応答を実施した。

### ○ 第2回 平成21年12月16日（水）

- (i) 事務局から「ネット上の複数者による創作の類型」についての説明、
  - (ii) 別所チーム員から「ネット上での複数者による創作について」の発表、
  - (iii) 渡辺智暁氏（国際大学 GLOCOM、日本版ウィキペディア協力者）から「ウィキペディアにおける権利処理と著作物類型」に関するヒアリング、
- がそれぞれ行われ、それらに基づく意見交換・質疑応答を実施した。

### ○ 第3回 平成22年1月12日（火）

- (i) 事務局から「ネット上で複数者により創作されるコンテンツの主な特性」についての説明、
  - (ii) 野口チーム員から「米国における共同著作物（または著作権の共有）」の発表、
- がそれぞれ行われ、それらに基づく意見交換・質疑応答を実施した。

## 3. 今後の方針

本 WT では、「ネット上での複数者による創作の類型」や「ネット上での複数者による創作の特殊性」について更なる検討を実施するとともに、その検討結果を踏まえ、本課題につき、契約による対応可能性や諸外国での議論状況の把握等も含め、広く検討を実施することとしたい。

◆ チーム員名簿

	おくむら 奥邨	こうじ 弘司	神奈川県立大学経営学部国際経営学科准教授
	かわかみ 川上	のぶお 量生	株式会社ドワンゴ代表取締役会長
座長	すえよし 末吉	わたる 瓦	弁護士
	なえむら 苗村	けんじ 憲司	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授
	のぐち 野口	ゆうこ 祐子	弁護士
	べっしょ 別所	なおや 直哉	ヤフー株式会社法務本部長
座長代理	もりた 森田	ひろき 宏樹	東京大学教授

(以上7名)